

お知らせ版

発行／加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町
2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
<http://www.city.kamo.niigata.jp>
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集／総務課
印刷／(有)いとう印刷

8月1日から 市民バス新飯田線の開設 上高柳線「美人の湯」利用者の運賃無料

新潟交通観光バス株式会社が運行している新飯田線は、8月1日（水）から市民バスで運行することになりました。

この市民バスは加茂駅に乗り入れ、また、最終の2便は坂田暁星高校前まで運行します。

詳しくは、一緒に配付した市民バス時刻表をご覧ください。

さらに、市民バスの上高柳線（上高柳～西山～中奥～加茂）に乗り、加茂美人の湯を利用する場合の市民バス運賃を8月1日から無料にします。

市民バス上高柳線を使い、加茂美人の湯へ行く場合は、市民バスの運転手に、その旨をお伝えください。

問い合わせ 福祉事務所（☎内線170）へ。

美人の湯シャトルバス 運行地域拡大と 時刻表改定

現在、加茂美人の湯シャトルバスは、加茂駅前から加茂美人

の湯まで無料で送迎を行っています。8月1日（水）からは上り、下り、それぞれ2便ずつ西加茂・下条・陣ヶ峰・青海通にも運行することになりました。

年金加入記録 出張相談窓口を開設

厚生年金・国民年金の加入記録の確認等についての相談を受ける出張相談窓口を開設いたします。

相談の際には、年金手帳または身分証明（運転免許証など）を持ってきてください。

※ご本人以外の記録確認の場合は委任状が必要になります。

日時 7月24日（火）午前10時～午後3時

会場 市役所3階会議室

問い合わせ 新潟社会保険事務局（☎025-240-0700）へ。

加入記録の確認は、ねんきんあんしんフリーダイヤル（☎0120-657830）へ。

29日は投票日

参議院議員選挙

投票時間 午前7時～午後8時

■期日前投票

期間 7月28日（土）まで

時間 午前8時30分～午後8時

会場 市役所2階選挙管理委員会事務局

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（☎内線255）

第26回市民カラオケ大会 第2回加茂川ブルース・加茂川慕情全国大会

出場者募集中!!

カラオケ大会一般部門では40人（組）を、加茂川ブルース・

加茂川慕情全国大会部門では各

10人を募集します。

昨年の第

1回加茂川

ブルース・

加茂川慕情
全国大会は

県内各地から極めてレベルの高い23人が参加いたしました。

今大会も多数の皆様のご応募を、お待ちしております。

日時 10月8日（祝・月）正

午開演

審査員 山岸之起先生

出場料 1人800円（申し込み時に納入）

出場資格 ▼一般部門（楽曲自



今月の納税

固定資産税・都市計画税……第2期分
国民健康保険税……第3期分

高齢者のための
法律相談
日時 8月8日(水) 午後2時～4時
会場 市役所1階相談室3 申し込み 7月31日(火)までに社会福祉協議会(☎52-6667)

児童扶養手当の現況届 特別児童扶養手当の 所得状況届

現在、児童扶養手当を受けている人は現況届を、特別児童扶養手当を受けている人は所得状況届を提出してください。

この届けは、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。届け出をしないと、手当の支払いが差し止められることがあります。

届け出の該当者には8月上旬に通知書を郵送します。

持ってくるもの 手当証書、印鑑と必要に応じ指定された書類、通知書

届け出の時期と場所 8月10日(金)～24日(金)までに福祉

事務所児童障害係へ。※10日(金)～17日(金)は市役所1階相談室2で受け付けます。問い合わせ 福祉事務所児童障害係(☎内線174)へ。

よきこい講習会 開催

越後加茂川夏祭り、毎年恒例になっている「よきこい」をいっしょに踊ってみませんか? 「かも宵の舞」の曲に合わせて踊る加茂のオリジナルです。

日時 7月26日、8月2日の各木曜日、午後7時～9時

会場 加茂商工会議所会議室
講師 よさこいチーム「あつてねえ」

申し込み 加茂商工会議所(☎52-1740)へ。

市民登山 参加者募集

日時 8月25日(土)、26日(日)

場所 北八ヶ岳 横岳(2千480m)、蓼科山(2千530m)

参加費 2万円

定員 25人(中学生以上)

説明会 8月21日(火)午後7時から上町コメンで実施。

申し込み 8月20日(月)までに山友会、99外山さん(☎52-5693)へ。

新潟国際ビジネスメッセ 出展企業募集

地域産業の活性化と国際的な経済活動を促進するため、商談・情報収集などのビジネスチャンスを提供する「新潟国際ビジネスメッセ2007」を開催します。

経営の効率化・事業の高度化などビジネス提案を行う企業、新潟地域の企業との提携を希望する企業等を全国から募集しています。

市内企業が出展する場合は補助制度があるので、商工観光課商工振興係(☎内線131)に問い合わせください。

会期 11月8日(木)、9日(金)の午前10時～午後5時

会場 新潟市産業振興センター(新潟市中央区鐘木)

出展料 1小間10万5千円(間口3m×奥行3m)

対象 新潟地域でビジネス提案を希望する企業、県内の企業との提携を希望する企業など。

展示規模 180小間(予定)
申し込み 8月20日(月)までに新潟国際ビジネスメッセ実行委員会事務局(☎025-223-11150、<http://messe.pavc.ne.jp>)へ。

国民年金 保険料免除制度

所得が少ないなどの理由で保険料の納付が困難な方のために、申請のうえ承認されると保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

①保険料免除制度 全額免除制度と一部納付(一部免除)制度があり、一部納付制度には、4分の1、2分の1、4分の3の納付があります。

②納付猶予制度 30歳未満が対象の若年者納付猶予制度、学生が対象の学生納付特例制度があります。いずれの制度も原則として、前年の所得を基準として審査されますが、退職(失業)などの理由で承認される場合もあります。

行方不明者を捜す相談所

警察では8月に、行方不明の人を捜す相談所を開設します。

■常設相談所 期間 8月1日～31日まで(土・日を除く午前9時～午後5時)

会場 新潟県警察本部鑑識課(県庁隣☎025-285-0110)

■巡回相談所(開催日など)
▼8月7日(火) 上越警察署
▼8日(水) 長岡警察署

時間 午前9時30分～午後5時

保険料免除制度・納付猶予制度の承認期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な資格要件(受給資格期間)に算入されます。ただし、年金額を計算するうえで、全額免除期間は「3分の1」、4分の1の納付期間は「2分の1」、2分の1の納付期間は「3分の2」、4分の3の納付期間は「6分の5」で計算され、納付猶予期間は年金額に反映されません。

保険料追納 保険料を遡って納める追納は、承認を受けた年度末から10年以内であればできます。※2年を過ぎると当時の保険料に加算額がきます。

問い合わせ 市民課国民年金係(☎内線115)へ。

文化会館 カイト ☎53-0842

自主事業

◆スタニスラフ・ブーニン

ピアノリサイタル チケット発売中



日時 10月20日(土) 午後7時開演

入場料(全席指定)

S席8,000円、A席5,000円 ※当日各500円増

◎毎週火曜日は文化会館の休館日です。

警察官A、B 試験日 9月16日(日) 会場 新潟市ほか

採用試験 問い合わせ 県警察本部警務課(☎025-280-0334、<http://www.police.pref.niigata.jp/>)

愛の血液 助け合い運動

実施中

献血にご理解と継続的なご協力を

皆さんが病気になったり、事故に遭ったときなどの治療に使われる輸血用血液は、すべて皆さんの善意の献血で得られた血液で賄われています。

長期保存のできない血液を一年を通じて安全供給するため、皆さんのご理解と継続的なご協力をお願いいたします。県内では、献血バスが各市町村を巡回しているほか、3カ所の献血ルームで毎日受付を行っています。

■輸血の安全性を確保するため、次の人は献血をご遠慮ください。

- ・昭和55年から平成8年までに、1日（1泊）以上、英国に滞在した人。※英国…イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、マン島、チャネル諸島の総称
- ・この3日間に出血を伴う歯科治療（歯石除去を含む）を受けた人。
- ・女性の方で、現在、妊娠中、授乳中または6カ月以内に出産、流産した人。

7、8月の献血日程 【400ml・200ml献血】

日 時	会 場	受 付 時 間
7月27日（金）	市 役 所	午後1時～4時
29日（日）	リオン・ドール加茂店	午前10時～午後0時15分 午後1時30分～4時
8月29日（水）	県立加茂病院	午後2時～4時

成分献血は献血ルームへ（年中無休）

献血ルームでは、血漿成分のみを採血する成分献血も行っております。全血献血に比べて体への負担が軽く済むとともに、より多くの血漿成分を採血することができ、血液凝固因子製剤などの製造に役立てられます。

■献血ルーム ①献血ルームばんだい ゆとりろ

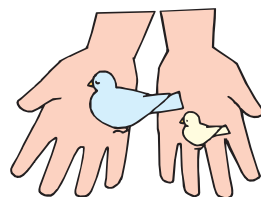
（新潟市中央区万代1 損保ジャパン・アクサ新潟ビル2階 ☎0120-869950）

②東堀献血ルーム

（新潟市中央区東堀通7 東堀パーク600 2階 ☎0120-400389）

③長岡きたまち献血ルーム

（長岡市喜多町1113 ☎0120-056339）



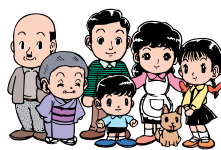
年中無休（大晦日・元旦は除く） **受付時間** 午前10時～午後5時30分

※長岡きたまち献血ルームの受付時間は 午前9時30分～午後5時

問い合わせ 健康課衛生係（☎52-0080内線162）へ。

精神保健 日 時 7月31日（火）午後2時～4時 会 場 三条地域振興局健康福祉環境部相談室
福祉相談会 相談医 大島病院 浅間弘恵先生 予 約 同部地域保健課（☎36-2363）

大切にしよう みんなの国保!



国民健康保険（国保）は、思わぬ病気や、けがをしたとき、負担が軽くて済むように、加入者が日ごろから収入に応じてお金（保険税）を出し合って備え、そこから医療費を支出する、お互いに支え合う制度で、医療保険のひとつとして加茂市が運営しています。

そして、お医者さんにかかるときの受診券の役目も果たしている大切な1枚です。
この保険証が、8月1日に更新されます。新しい保険証（ピンク色）は、今月下旬に世帯単位で郵送しますので大切に保管してください。

古い保険証は破棄

古い保険証をそのまま持っている、間違いのものになります。各自、はさみを入れ、破棄してください。

保険証を受け取ったら

加入者の氏名などに間違いがないか確かめてください。
資格がなくなったら返す

職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は必ず届け出て保険証をお返しください。

学生の場合

市外に転出している学生の方は、申請により保険証を交付します。在学証明書または学生証の写しを添付のうえ、市民

課の窓口へ申請してください。

70歳になる人には

今回更新される保険証のうち8月1日現在70歳に達している人（以下、高齢受給者。ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人は、老人保健の対象者なので除く）の保険証には「兼高齢受給者証・一部負担金割合2割（平成20年3月31日までは1割）」または「3割」と表示されます。

高齢受給者となるのは70歳の誕生月の翌月（1日生まれの人）は誕生月）からです。

現在69歳で平成20年7月1日までに新たに70歳になる人の保険証の有効期限は誕生月の月末（1日生まれの人）は前月末）までになります。

それらの方々には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

退職者医療制度 対象は65歳未満に

現在、退職者医療制度の対象年齢は75歳未満ですが、平成20年4月1日からは、65歳未満に変わります。

今回更新される保険証のうち、平成20年3月31日までに65歳以上に達する退職被保険者の人は、4月1日から一般の保険証になるため、有効期限は平成20年3月31日までです。

また、平成20年4月1日現在65歳未満であっても、平成20年7月31日までに65歳に達する退職被保険者および、その被扶養者の保険証の有効期限は誕生月の月末（1日生まれの人）は前月末）までです。

なお、退職者本人が65歳以上になると、その退職者に扶養されている被扶養者も退職者医療制度から一般の被保険者になります。

いずれの場合も、有効期限が切れるまでには新しい保険証をお届けいたします。

75歳以上は老人保健 来年4月からは新制度に

今回更新される保険証のうち10月1日以降平成20年3月31日までに75歳に達する人の有効期限は誕生月の月末（1日生まれの人）は前月末）までです。

これは、75歳になると「老人保健」が適用されるため、75歳の誕生月の下旬（1日生まれの人）は前月下旬）に老人保健加入手続きのご案内をします。

「老人保健受給者証」と新しい保険証をお受け取りください。

なお、平成20年4月1日現在75歳以上（65歳以上で寝たきり等一定の障害のある人を含む）

の人全員が、平成20年4月1日から新しくできる「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

そのため、昭和7年9月30日以前に生まれた人の有効期限は平成20年3月31日までとなります。

また、平成20年4月1日以降75歳に達する人の有効期限は誕生日までです。

誕生日からは「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

後期高齢者医療制度に関することにつきましては、広報紙等で、追ってお知らせいたします。

新しい保険証 8月 からピンク色に

国保の保険証（国民健康保険被保険者証）は、あなたが国保に加入している証明書です。

国保特別会計は 4年連続赤字

平成18年度の加茂市の国保加入者1人当たりの年間国保税（医療分）は、6万8千850円、1世帯当たりでは13万8千75円となりました。

1人当たり国保税は、景気の低迷等による所得の減少等に伴い、年々、減少してきていました。

しかし、昨年の税率改定により前年度に比べ、1人当たりでは年間6千622円（10・6％）、

1世帯当たりでは1万383円（8.1％）増加しました（左上グラフ）。一方、1人当たりの年間医療費は40万1千447円となっていました。

この内訳（左中グラフ）をみると、若人が22万5千256円で、前年度に比べ1千360円（0.6％）の増加、退職が37万7千347円で、前年度比9千991円（2.7％）の増加、老人が72万4千702円で、前年度比2万5千159円（3.6％）増加し、全体では7千176円（1.8％）の増加となりました。

国民健康保険特別会計の収支状況の支出では、全体の約94％、27億7千万円が皆さんの医療費

などの支払いに充てられています。

また、これを賄う収入は、皆さんから納めていただく国保税や国からの負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金などとなっています（左下グラフ）。

平成18年度は、税率改定により保険税収入は増加しましたが、前年度からの赤字分もあり国民健康保険特別会計は平成15年度、16年度、17年度に引き続き、9千800万円ほどの赤字決算となる見込みです。

退職者医療制度 対象者は必ず届け出を

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金や共済年金）を受けられる75歳未満（平成20年4月1日からは65歳未満に変更）の人と、その被扶養者は「退職者医療制度」による医療を受けることとなります。

この退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などが出し合う拠出金が財源となっています。

退職者医療制度の対象になっている人は、必ず届け出るようご協力をお願いします。
対象者 次の条件のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者が対象となります。

① 国民健康保険に加入している人。

② 老人保健の適用を受けていない人。

③ 厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金を受けることができる人で、これらの制度の加入期間が20年以上もしくは40歳以降の加入期間が10年以上ある人（雇用保険受給者、若年停止者を除く）。

被扶養者（扶養家族） 退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

① 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等以内の親族、または配偶者の父母と子。

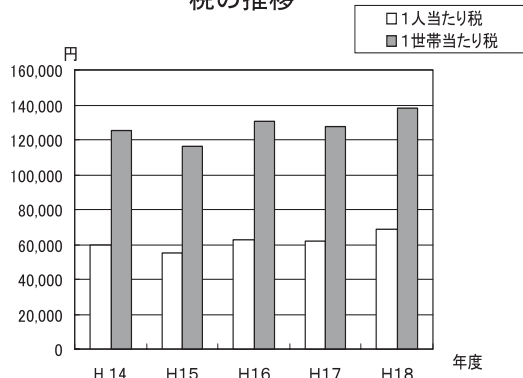
② 国保の加入者で老人保健の適用を受けていない人。

③ 年間収入が130万円（60歳以上の人や障害者は180万円）未満の人。

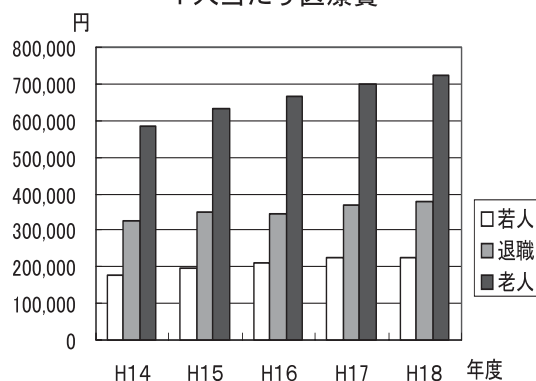
届け出に必要なもの
① 年金証書（加入期間が書いてある証書）

② 国民健康保険証

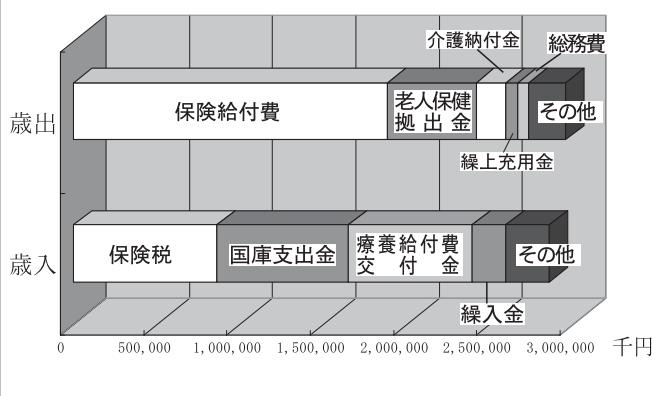
税の推移



1人当たり医療費



国保特別会計歳入歳出の状況



糖尿病相談会

(要予約)

栄養士が相談をお受けします（秘密厳守）。
③ 10月11日（木）市役所市民相談室 時間 午後1時30分～4時30分

月日・会場 ① 8月9日（木）市役所市民相談室

② 9月13日（木）上町コミュニティセンター
予約・問い合わせ 前日までに健康課衛生係（☎内線165）

更新をお忘れなく 限度額適用認定証と食事の減額認定証

70歳以上の人は、1つの医療機関の窓口での支払いが限度額までとなっていました。4月からは、70歳未満の人が入院したときも1つの医療機関の窓口での支払いは限度額までになりました。

高額療養費の限度額は、所得によって複数の区分があります。

医療機関の窓口で、その区分に応じて限度額を適用するため

には、「限度額適用認定証」が必要になります。認定証は申請により交付されます。

70歳未満の人が入院するときは、あらかじめ健康課の窓口へ申請して交付された認定証を提示することで、医療機関の窓口での負担が限度額までとなります。

なお、外来や複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を

超える場合は、今までどおり後から申請していただき、支給されることとなります。

また、国民健康保険と老人保健は、入院時の食事負担額が1食280円となっていますが、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食210円（90日を超える入院の場合は160円、70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。

今お持ちの「限度額適用認定

証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

既に認定証をお持ちの人で、引き続き必要と思われる人や、新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続きをしてください。

■限度額適用認定証

対象者 70歳未満の人で入院が必要になった人。

① 保険証

② 今お持ちの認定証（更新の人

のみ）

■限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者 住民税非課税世帯に属する人。

① 保険証、

② 今お持ちの認定証（更新の人のみ）

③ 長期入院該当者は、90日を超える入院を証明できるもの（領収書など）

問い合わせ 健康課国民健康保険係（☎内線163）へ。

国民健康保険 保険税の決まり方

国保に加入している40～64歳の人は医療保険分（医療分）と介護保険分（介護分）を合わせた額を、国民健康保険税として世帯主から納めていただくことになっています。

次のように年齢別に税額が決められます。

40歳未満の人

国保の医療分について次の計算方法の組み合わせによって決まる国保税を納めます（介護分の負担はありません）。

① 所得割額 基礎控除後の所得金額の7・96%

② 資産割額 固定資産税額の

27・58%

③ 均等割額 被保険者1人につき年2万7千円

④ 平等割額 1世帯につき年2万円

40歳～64歳の人（介護保険の第二号被保険者）

40歳未満の人と同様の計算方法で医療分の額を算出し、それに次の方法により算出される介護分の額を合計した額を納めます。

また、年度の途中で40歳になる人は、40歳の誕生日が属する月（1日が誕生日の場合はその前月）から介護分を合わせた国

保税を納めます。

① 所得割額 基礎控除後の所得金額の2・45%

② 均等割額 被保険者1人につき年1万3千420円

65歳以上の人（介護保険の第一号被保険者）

40歳未満の人と同様の計算方法で医療分の額を決めます。

介護保険料は、世帯の市民税の課税状況や本人の所得などに応じて決められます。

年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護分と医療分を合わせた額を国保税として納めます。65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることとなります。

高額療養費自己負担限度額（月額）

回数 所得区分	3回目まで	4回目以降（※）
一般世帯	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
上位所得世帯	150,000円＋（医療費－500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12カ月間に、1つの世帯で支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

入院したときの食事代の標準負担額（1食当たり）

一般加入者（下記以外の人）		260円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ（70歳以上）	90日までの入院	210円
	90日超の入院（過去12ヵ月の入院日数）	160円
低所得Ⅰ（70歳以上）		100円

※住民税非課税世帯（低所得Ⅰ、Ⅱ）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康課の窓口にお申し出ください。

国保加入者数は減少傾向、高齢者の割合は増加

国民健康保険の加入者は平成9年度以降増加の一途をたどっていましたが、左図のとおり、平成16年度をピークに減少に転じています。

昨年度の年間平均被保険者数は全体で1万1千754人と前年度に比較して209人減少しています。

内訳では、制度の改正により老人は平成14年度以降毎年減少している反面、退職は増加しています。

一方、若人は景気の回復等の影響からか、年々減少傾向で

す。

しかし、高齢化社会の進展とともに高齢者の加入割合は年々高くなってきており、加茂市の国保は70歳以上の加入者の割合が38・4%になっています。また、60歳以上では61・9%と全体の6割以上が中高年者となっています。

高齢者の加入割合が高くなることは、医療費の増加や国保税の負担能力など国保の運営に大きな問題を投げかけています。一人ひとりが毎日の生活習慣を見直し、生活習慣病を予防す

国保税は忘れずに

るなど、日ごろから自分の健康に気をつけ、みんなの医療費を大切にしたいものです。

国保税は、国保を運営するうえで、とても大切な財源です。国保税の未納や納め忘れなどがあると、国保財政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。

■納付は納期限内に

「自分ひとりくらい納めなくても」とか「健康で医者にかからないから」などと、一人ひとりの未納の額が積み重なると、全体では大きな額となります。国保税は、納期限までに、きちんと納めるようご協力ください。

■納付は口座振替で

口座振替は、1回の手続きで確実に納税できます。ぜひ、便利な口座振替制度をご利用くださるようお勧めします。

口座振替依頼書は、市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課、市民サービスセンターの窓口に用意してあります。

25日までの申し込みは、翌月納期分から口座振替納税となります。

交通事故に遭ったら届け出を

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国民健康保険で治療を受けることができます。

この場合、医療費を国保が一時的に立て替えますが、あとから国保が加害者に請求する形になります。国保を使い診療を受けるときは「第三者行為による被害届」を健康課国民健康保険係に提出してください。

■届け出の際の注意 ①加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認する。

②交通事故証明書を取り寄せる。

③国民健康保険証と印鑑を持参する。

■事故に遭ったときの心得

①軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。

②免許証、車検証、保険証などで相手を確認する。

③自動車のナンバーを控える。

④示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する（加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると国保は使えません）。



■納付はいつから

国保税は、他の市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の加入資格を得た月の分から納めていただくこととなります。届け出をしたときからではありませんので、ご注意ください。届け出が遅れると、さかのぼって国保税を納めなければならなりません。

例えば、4月中旬に会社を辞めたり、加茂市に転入した場合などで、7月になってから国保の加入や転入届をした場合、国保税は加入資格を得た4月分から納めていただくこととなります。



暮らしのカレンダー

7月・8月

7月 23 (月) 先負	・公民館・市民体育館、民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	30 (月) 仏滅	・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
24 (火) 仏滅	・職業相談 市役所相談室 1 9:30~11:30 ・老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・温水プール休館日	31 (火) 大安	・老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・温水プール休館日
25 (水) 大安	・行政相談 相談室 1 9:00~11:30 ・心配ごと相談 相談室 4 9:00~16:00 ・なんでも健康相談 下条コミセン 9:30~11:30 ・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00~12:00 ・法律相談 (社会福祉協議会 ☎52-6667へ予約) 相談室 3 13:00~16:00	8月 1 (水) 赤口	・心配ごと相談 相談室 4 9:00~16:00
26 (木) 赤口		2 (木) 先勝	
27 (金) 先勝	・献血 (400ml、200ml) 市民体育館 13:00~16:00 ・第50回総合体育大会開会式 文化会館 19:00から	3 (金) 友引	・なんでも健康相談 七谷コミセン 9:30~11:30
28 (土) 友引	・心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 ・子ども映画鑑賞会「チキチキマシン猛レース」ほか 市立図書館 14:00から	4 (土) 先負	・総体 登山 (～5日) 燕岳・長野県 ・映画鑑賞会 (一般)「うなぎ」 市立図書館 14:00から ・古典文学の集い 市立図書館 14:00から ・民俗資料館休館日
29 (日) 先負	☎休日当番医 小池医院 ☎52-1038 9:00~17:00 ・参議院議員選挙 各投票所 7:00~20:00 ・献血 (400ml、200ml) リオン・ドール加茂店 10:00~12:15、13:30~16:00 ・民俗資料館休館日	5 (日) 仏滅	☎休日当番医 鷲塚内科医院 ☎52-2054 9:00~17:00 ・総体 野球 (一般の部、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から 水泳 市民プール 8:30から ・民俗資料館休館日

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

+ 休日夜間の小児救急医療 電話相談	お子さんの具合が悪いときなどの相談に、経験豊富な看護師がアドバイスをを行います。 実施日 土曜、日曜、祝日、年末年始 (12/31～1/3) の午後7時～10時 相談電話 025-288-2525 (または#8000 (プッシュ回線専用))
---------------------------	--

市立図書館 夏休み中の月曜を「勉強開館」

図書館では、館内で学力向上のための勉強をする方々のため、夏休み中の月曜日を勉強開館します。ご利用ください。

このような目的での開館ですので、係員は市の職員ではなく、シルバー人材センターの会員が担当します。

したがって、書架の図書は自由に閲覧できませんが、図書の貸し出しや調査・相談、視聴覚機器 (ビデオ、DVD など) やインターネットの利用はできませんので、ご了承をお願いいたします。

臨時開館する日 7月16、17、23、30日、8月6、13、20、27日

開館時間 午前9時～午後6時

※ただし、8月13日は午後5時まで。

利用できる場所 1階閲覧室と2階学習室

※児童、生徒、学生だけでなく、一般の方でも利用いただけます。

問い合わせ 市立図書館 (☎53-3500)

人口のうごき	7月1日現在
世帯	10,030 (+ 3)
人口	31,884 (- 15)
男	15,406 (- 5)
女	16,478 (- 10)
() 内は前月比	
(6月異動分)	
出生	16 (男 9 女 7)
死亡	22 (男 11 女 11)
転出	36 転入 27

食品研究センター (新栄町)
ふれあい参観デー

日時 7月31日 (火) 午前10時～午後3時 テーマ 「ふれてみよう・感じてみよう・食品の世界」 入場料 無料 問い合わせ 食品研究センター (☎52-3238)